

□ 巻末資料 I (要援護者避難に関する取り組み事例)

巻末資料 I-1:

防災士研修センターによる避難所運営プログラム (Shelter Aid Focused Exercise: SAFE)



避難所運営プログラム  
**S.A.F.E.**  
Shelter Aid Focused Exercise

＝避難所開設・運営訓練のご提案＝



防災士研修センター



避難所生活者 首都直下地震で約 460 万人 (1都3県)

膨大な避難者に対応するか？

大規模災害時は、家を失った人、自宅では安全が確保できないおそれがある人など、多数の人々が避難所に駆けつけてきます。阪神・淡路大震災では約 31 万人、新潟中越地震では約 10 万人の人が避難所生活を強いられました。

中央防災会議によれば、首都直下地震が発生した際には、最大約 460 万人 (1都3県) もの人々が避難所生活を送ることになると想定されています。しかも、この人々がすべて行政が指定した避難所に入るのではなく、「自主避難所」が自然発生するに多量に想定されます。災害発生直後に、必ずすべてを把握し、避難所確保や避難所運営の形を打つことは行政にとって大変負担が大きいです。課題は、どこまで、自給・自給による避難所の開設と運営が行われる環境づくりが重要とされているのです。

一般に、市民は「災害時は行政が責任を負う」という認識を持っています。避難所は行政が責任を負うべきところであると多くの人が思っています。しかし、自主避難所や民間の施設が避難所として活用される場合、市民が避難所運営に積極的に参加する必要があります。市民が避難所運営に積極的に参加することで、避難所の開設・運営がスムーズに行き、被災者の安全が確保されます。市民が避難所運営に積極的に参加することで、避難所の開設・運営がスムーズに行き、被災者の安全が確保されます。

地震がくる前に「避難所開設・運営」の訓練を！  
市民の多くは「避難所生活は行政が面倒をみてくれる」と誤解しています。



避難所運営本部組織図 (例)



避難所運営プログラム S.A.F.E. (Shelter Aid Focused Exercise) とは

避難所生活、避難所運営の経験者を楽しみ、阪神・淡路大震災以降の各地の避難所で得られた教訓をもとにした、実践的な訓練。

防災士研修センターでは、大規模災害で各地に開設された避難所を訪れ、その教訓を基礎として、独自の訓練方法を確立いたしました。すでに 150 回におよぶ防災士研修講座等において避難所開設訓練を実施しています。

「少しでもお役にたつための避難所運営、当事者としてイメージすることができた、自らの役割が落ちる思いがした」「避難所開設の演習に参加し、災害が起きたら避難所のこと考えたのではとても間に合わないことがよくわかった。地元の特徴が組織、市民との連携は打ち合わせしたい等々の感想が寄せられており、その教育効果の高さが実証されています。

運営本部の役割

避難所は避難してきた人々による「自主運営」が原則です。避難所、避難所運営の経験者を楽しみ、阪神・淡路大震災以降の各地の避難所で得られた教訓をもとにした、実践的な訓練。

1日コースの訓練の主眼点

訓練では、まず最初に避難所の現状や各地で開設された避難所の例、避難所について1日コースを修了して解説します。次に1班8名程度で班分けし、「避難所の役割別」、「入居時の留意事項」という2つの観点から、ワークショップ形式で進め、さらにPFG (ロープレイング) による避難所運営委員会も実施しています。

参加者は、この過程において、自分が避難所に入居することをリアルにイメージすることができ、災害対応力を高めることができるのです。

首都直下地震における避難所生活者数



避難所生活者数  
東日本大地震 (M7.3 16km 風速 15m/s)

1日 約46万人  
4日 約184万人  
1ヶ月 約132万人  
(中央防災会議資料より)

訓練 1日コースの進行例

10:00 ~ 開講式  
訓練ステージ1 = 避難所の留意事項  
・避難所と避難所の留意事項  
・避難所の役割と解説  
12:20  
昼食 (最新の非常食試食)  
訓練ステージ2 = 避難所のポイント  
・支援物資対策、その他の対応を考える  
14:10  
訓練ステージ3 = 運営委員会 PFG  
・PFG (ロープレイング) の対応訓練  
・役割の発表と解説  
16:10 講評、質疑  
16:40 終了

イメージすることの大切さ

政府・中央防災会議では「災害現場で役立つ人材の要件は、まず災害をイメージできるところに注目しています。災害が起きたらどう対応するかを事前にイメージすること、それが避難所運営の中心に、避難所運営本部の立ち上げとその運営訓練をあらかじめ実施することが不可欠です。



避難所運営のイメージは、グループで話し合い、避難所の運営イメージに合ったことを想定してのことだったので、色々の課題に気づかれました。その中で、避難所運営本部として被災者の入り立ちまともめるのは大変なことだと感じました。(奈良県 女性)

避難所運営が自主的運営である前に、災害が発生したとき、必ず自治体や地域の人々が避難所運営の中心に立ち上がり、避難所運営本部の役割を担うことが求められます。そのためには、事前に避難所運営本部の役割をイメージし、避難所運営本部の役割を担うことが求められます。そのためには、事前に避難所運営本部の役割をイメージし、避難所運営本部の役割を担うことが求められます。

防災士研修センターの防災教育活動

阪神・淡路大震災を教訓として、大規模災害に備え、自給・自給による災害対応に「災害予防対策」(避難訓練などの事前訓練)の徹底が不可欠であることが明らかになりました。そこで、新しい種類の防災教育として「防災士研修センター」を立ち上げ、市民の防災意識を高め、災害発生時の対応力を高めることを目指しています。2003年2月現在で6万人を超える防災士が誕生しました。

防災士研修センターは2003年1月17日に設立され、この防災士養成の研修事業を担ってまいりましたが、近年の多様なニーズにお応えするために、防災士研修講座等において確立した防災教育の手法を活かし、防災訓練や演習を幅広く展開することになりました。

お問い合わせ先  
防災士研修センター  
〒102-0093 東京都千代田区千代田2丁目1番9号 砂防倉庫本館3階  
TEL: 03-3556-5051 FAX: 03-3556-5335  
http://www.bousaishi.net/ E-mail: staff@bousaishi.net

出典：防災士研修センターSAFE (<http://www.bousaishi.net/safe.html>)

巻末資料 I-2 :

静岡県による避難所訓練プログラム HUG

## 避難所HUG



HUG（ハグ）は、避難所（Hinanzyo）運営（Unei）ゲーム（Game）の略であり、また英語の「抱きしめる」という意味から、避難所において避難者をやさしく受け入れるというイメージで名付けられました。

HUG は、ゲーム参加者が避難者を体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

災害時要援護者や震災孤児、外国人、ペット連れ等、個別の事情を抱える多数の避難者を適切な生活スペースに配置したり、トイレや炊き出し場の決定、ボランティアの受け入れ等に対応していく中で、参加者の間で自然に活発な意見交換が行われ、その中でそれぞれが新たな気づきや視点を獲得し、また、個々の考え方の相違について認識するなど、お互いに理解を深めながら避難所の運営に取り組む訓練として期待されています。

〈お求め先はこちら♪〉

〒420-0856

静岡県静岡市葵区駿府町1-27 勝山ビル

みんなのお店・わ（NPO法人静岡県作業所連合会・わ店舗）

電話 054-272-3730

1セット：6,700円（税込）

出典：静岡県ホームページ： <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/hinanjyo-hug/index.html>

MEMO

---

「避難所生活の手引き」

発行者 古井町町内会  
連絡先 安城市古井町銅屋町55-2 電話76-3430

保存版

## 避難所生活の手引き

～その時、地域一丸となって苦難を乗り越えるために～



平成 23 年 3 月  
安城市古井町町内会

### ■ 発刊の経緯

本冊子は平成 22 年度「安城市自主防災組織支援事業」の成果として作成したものです。本事業では、「避難所」をテーマに、古井町町内会をモデル地区として以下のような年間を通じた様々な企画が実施されました。災害はできるだけ避けたいのですが、必ず来るといわれている東海・東南海地震などに備えるため、この取り組みが活かされることを願っています。

| 年 月          | 内 容                          |
|--------------|------------------------------|
| 平成 22 年 6 月  | 事前説明会(町内会役員等への事前説明)          |
| 平成 22 年 7 月  | 第 1 回推進委員会(避難所シンポジウムで聞きたいこと) |
| 平成 22 年 8 月  | 避難所シンポジウム(新潟県中越沖地震被災者の体験談)   |
| 平成 22 年 8 月  | 第 2 回推進委員会(避難所開設訓練で実施したいこと)  |
| 平成 22 年 9 月  | 避難所開設訓練(安城南部小学校で1泊2日)        |
| 平成 22 年 10 月 | 第 3 回推進委員会(避難所開設訓練の振り返り)     |
| 平成 22 年 11 月 | 第 4 回推進委員会(手づくり手引きの作成①)      |
| 平成 23 年 1 月  | 第 5 回推進委員会(手づくり手引きの作成②)      |
| 平成 23 年 2 月  | 第 6 回推進委員会(手づくり手引きの作成③)      |
| 平成 23 年 3 月  | 成果報告会(年間の成果報告)               |

### ■ 発刊にあたって / 古井町町内会長・杉浦正之

1995 年の阪神・淡路大震災以降、地域の自主防災力が問われてきました。古井町町内会も、自主防災会を組織し、防火・救命・炊き出しなどの防災訓練に取り組んできました。今回、安城市自主防災組織支援事業を受け、金世帯(1286 世帯)安否確認訓練をもとに、安城南部小学校での避難所開設・運営の実験的な取り組みをしました。300 人を超える方々が避難所に集まりました。古井町住民の自主防災に対する関心の高さや協力性を実感できうれしく思いました。この実践の成果や問題点を検討し、この手引きをまとめました。



【古井の由来】古井簡易郵便局の近くに井/池遺跡があります。9 世紀ごろの豪族の屋敷跡です。この屋敷の井戸を神の宿る井戸として「古井」と呼んできました。井/池の水田の南端に御影石の井戸枠と石碑が建てられています。この古井が、桜井・藤井・浅井とともに三河の四名井のひとつであったことが記されています。

### ■ 避難所開設のしくみ

設置者は安城市。安城市地域防災計画により、震度 6 弱以上の地震が発生したときや、風水害による大災害が発生もしくは発生する恐れがある場合などに開設されます。避難所の開設は施設管理者または避難所特命者(市職員)によって行われます。また地区スタッフ(市職員)は各地区の公民館避難所へ速やかに参集し、人員把握した後、学校などの一般避難所へ配属されることになっています。

#### □ 安祥地区の避難所

| 施設名     | 電話番号    | 所在地         | 収容可能人員 |
|---------|---------|-------------|--------|
| 安祥公民館   | 77-5070 | 安城市安城町城堀 30 | 140名   |
| 祥南小学校   | 76-8773 | 安城市安城町庚申 11 | 270名   |
| 安城南部小学校 | 76-2332 | 安城市安城町城堀 48 | 270名   |
| 安祥中学校   | 76-7811 | 安城市安城町天草 23 | 810名   |
| ゆたか保育園  | 76-6452 | 安城市古井町豊日 25 | 90名    |

※ 安祥公民館は「地区災害対策本部」を兼ねます。

※ 最寄りの避難所に避難してください。また地区以外の方でも避難することができます。

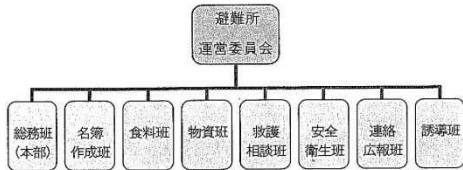
※ 収容可能人員は施設の部屋面積に対して、2㎡/一人で算出したものです。

### ■ 避難所運営のしくみ

避難所の開設は市によりますが、以後は町内会などの自主的な運営が求められています。なお、学校関係者は避難所運営に対してはあくまで協力者の位置づけとなります。



■ 組織図



※ 避難所運営委員会とは、避難所特命者、地区スタッフ、施設管理者、避難所リーダー（自主防災組織会長など）などで構成し、自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として設置します。

■ 組織ごとの役割/主たる担当役員

- 総務班(本部) / 町内会長、副会長、評議員、組長、用水総代  
避難者の組内(町字ごと)のとりまとめ、避難所運営、情報集約、全体指示、各班・機関との連絡調整・記録など
- 名簿作成班 / 防犯・防災委員、町内会事務員  
安否情報確認、避難者名簿の作成・管理、退出チェック、現在数の把握など
- 食料班 / 消防団、体育指導員、老人クラブ、神社総代、子ども会役員  
食料の配給、不足食料の要請、燃料の確保、かまど・はそり・食器類の準備など
- 物資班 / 消防団、青年団、体育指導員  
生活物資の配給など
- 救護・相談班 / 民生委員児童委員、中学父母の会  
負傷者の対応(応急手当など)、災害時要援護者への支援、病人の看護、心配事の相談など

- 安全衛生班 / 評議員、組長  
屋内屋外避難者の衛生環境の管理(トイレの管理、ごみ処理の管理)、施設の安全点検・危険箇所の除去、お年寄りや子どもたちへの対応など
- 連絡広報班 / 自主防災会副会長、町内会副会長  
避難者の呼び出し、避難者向けの情報の管理・提供、総務班からの伝達指示・案内掲示など
- 誘導班 / 交通指導員、保護司  
駐車場指示誘導、避難所周辺の交通整理など

※ 平時から役割を自覚しましょう！ただし、担当役員の方々も被災者です。特定の方に負担がかからないよう、互いに気を配りましょう！

■ 留意点

- ◎在宅被災者への対応  
避難所に避難しないで、自宅等で生活されている方も、避難所で食事を受け取ったり、情報入手したりすることができます。こうした方々を排除しないようにしてください。
- ◎ボランティアへの対応  
避難所に直接来られたボランティアの方々には、一度災害ボランティアセンターでボランティア登録をされ、市全体のニーズ等の調整の中で活動していただくようにしてください。避難所等へのボランティア派遣要請も災害ボランティアセンターへお寄せください。  
※ 災害ボランティアセンター所管：安城市及び安城市社会福祉協議会  
※ 設置場所：安城市西会館（旧婦人会館）
- ◎マスコミへの対応  
避難所でのマスコミ取材があった場合、特に生活スペースの立ち入り等には留意し、可能な限り面談コーナーを設置して、総務班など対応者もきちんと決めて対応してください。また安城市災害対策本部とも連絡を密にし、上手に付き合うようにしてください。

■ 避難生活のルール

- 生活時間
  - ・ 起床 6:00(この時間までは静かにしましょう)
  - ・ 消灯 22:00(体育館の電灯は消灯、通路やトイレは常に点灯します)
  - ・ 朝食 7:00・昼食 12:00・夕食 18:00
  - ☆ 就寝時間中の移動による「足音」に気をつけましょう！
  - ☆ 携帯電話はマナーモードに心がけ、夜間の使用は、居住スペース以外で行いましょう！
- 生活空間
  - ・ 体育館を基本としますが、被災規模や避難者数に応じて対応します。
  - ・ 体育館は原則として町内会で区別し、その区画の中で家族単位で入ります。
  - ・ 廢物は散らかさないように、袋などに入れて、個人で管理します。
  - ・ 親戚や知人など、外部からの面談があった場合には、グラウンド等に町内会で設置するテントスペースなどを活用します。
  - ☆ 家族単位・性別・地区等を配慮した生活空間の確保に心がけましょう！
  - ☆ 子どもたちの学び舎であることをわきまえた行動をしましょう！
- 食事
  - ・ 食事は家族単位のスペースで行います。
  - ・ 原則として配給時には各自でもらいに行き、各自で片づけます。ただし乳幼児や高齢者などの代理の方が取りに来られた場合でもお渡しします。
  - ☆ 住民同士で協力して貴重な食糧を分かち合ひましょう！
  - ☆ 高齢者や乳幼児、アレルギーのある人への配慮も大切です！
  - ☆ ごみの処理は各自で確保に行いましょう！
  - ☆ 在宅被災者の方が弁当を取りに来られる場合でも排除しないように気をつけましょう！

※ 想定される避難者数に対し、安城市でも1日2食の計算で備蓄を行っていますが、有事の際には何が起こるか分かりません。万一のために、自分達で3日分以上の水・食糧を備蓄しておきましょう。

- トイレ
  - ・ 断水したトイレでも配管等が破損していないなどで使用できる場合は水は、住民が交代でプールから運びます。
  - ・ 1回に流す量は、多くてもバケツの半分程度までとします。
  - ☆ トイレトペーパーは流さずに専用のゴミ箱を作ってそこに捨て、タンクがすぐに満杯にならないようにすると同時にこまるのを防ぎましょう！
  - ☆ 手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう！
  - ※ 市が手配する仮設トイレの設置場所は、体育館南の外のトイレ近く、複数ある場合は一部を南門の近くに設置することとします(P10 図参照)。
- 清掃
  - ・ 家族のスペースは家族で、公共のスペースは全員で協力し合います。
  - ・ 洗濯は流し台で、物干しはプールのフェンスで行います(P10 図参照)。
  - ☆ 時間を決めてみんなで清掃する時間をつくりましょう！
- ごみ処理
  - ・ 日々の避難所生活で出るごみは各家庭で管理し、たまったら集積所まで各自で持って行くようになります。
  - ☆ ごみの集積所は南門付近とし、普段どおりの分別(可燃・不燃・プラ・ペット・ホル・ビン・缶)に心がけましょう！(P10 図参照)

※ 清掃・ごみ処理は、安全衛生班が行う仕事ではありません。あくまで各個人や家族が責任を持って行うことが基本です。全員が協力し合い、清潔な避難所運営に努めてください。



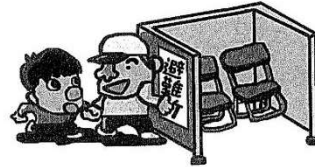
- プライバシー
  - ・ 男女別の着替えスペースを器具庫に設置し、ドア付近には衝立をたてるなど、プライバシーの確保に努めます。
  - ・ 個人の荷物・貴重品は各自で管理してください。
  - ☆ 避難生活に関する相談窓口を「救護・相談班」に設置しましょう！
- ※ 車いすの方など、間仕切りが必要な方のために専用の空間を設けることもあります。
- ペット
  - ・ ペットは生活空間には入れません。
  - ・ バックネットの裏付近に夜露を防ぐブルーシートを張って、ペット用の場所とします(P10 図参照)。
  - ☆ ペット用食料や散歩など、一切の世話は飼い主で行いましょう！
- 火災予防
  - ・ 喫煙は通常どおり敷地外となります。正門・南門の外に灰皿を用意しますが、その後始末などは喫煙者が交代で実施してください。
  - ・ 吹き出しで薪などを使用する場合は、ふね(釜戸を覆く台)に砂や土をしき、その上で燃やします(原則としてアスファルト上は避けます)。また使用後の火や灰の始末を徹底してください。
  - ☆ 小学校設置の消火器の位置も確認しておきましょう！(P10 図参照)。
- 健康
  - ・ 具合の悪い人が出た場合は、エアコンのある保健室や図書館を開放してもらい、優先的に使用していただきます(電気がきている場合)。
  - ・ いつもより一枚多く着るなど、全員で寒さ対策に努めてください。
  - ☆ 救護・相談班が主体となって、一日に1回程度は空気の入れ替えを行います！
  - ☆ 朝 6:30 にラジオ体操を行い、任意で参加してもらいましょう！
- ※ 安城南部小学校には職員室に AED が設置されています。緊急事態には積極的に活用してください(AED の日本語名は自動体外式除細動器。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック(除細動)を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器)。

- 災害時要援護者
 

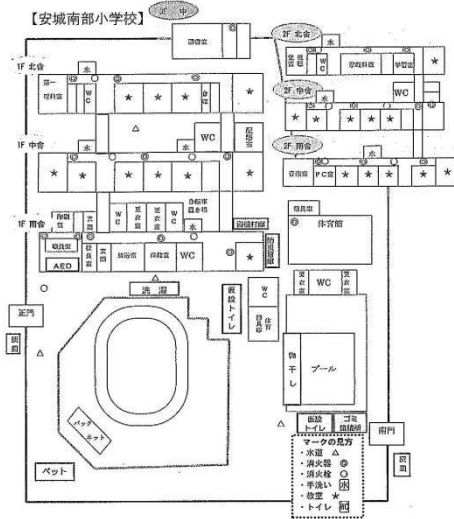
「災害時要援護者」の方々に対しては、一人ひとりの状況に応じたような対応を理解し合い、互いに助け合います。

  - ・ 車いすの方は、段差がある場所の移動が困難になります。また洋式トイレが必要になります。
  - ・ 目の不自由な方は、特に混雑した避難所内の移動が困難になります。また口頭での情報提供が必要になります。
  - ・ 耳の不自由な方は、特に口頭による情報の入手が困難になります。手話や筆談など視覚による情報提供が必要になります。
  - ・ 乳幼児に対しては、夜泣きや授乳などの配慮から、空き教室を専用にご提供するなど配慮が必要になります。
- ※ 福祉避難所
 

病気の悪化、高齢、障がいなど、一般の避難所での生活が困難な方は、福祉避難所に移るようにしてください。安祥地区は安城市総合福祉センター(安城市赤松町大北 78-1/TEL:0566-77-7888)となっています。
- その他
  - ☆ グラウンドでの車の駐車場の整理に心がけましょう！
  - ☆ 子どもに対しては、地域で育むまなざしと保護者の責任の自覚を両立させ温かく見守りましょう！
  - ☆ 細かいルールについては、各場所ごとに張り紙などで明記し、徹底を図りましょう！



### ■ 避難所配置図



※ 安祥地区は複数の避難所が指定されていますが、本書では避難所体験を実施した安城南部小学校を取り上げました。他の避難所でも参考にして活用してください。

### ■ 避難所での必需品・持参品 (古井町町内会として)

| 品名     | 数    | 保管場所  | 品名       | 数   | 保管場所 |
|--------|------|-------|----------|-----|------|
| はしり    | 2    | 防災倉庫  | スコップ     | 8   | 防災倉庫 |
| 釜戸     | 2    | 防災倉庫  | 電動のこぎり   | 2   | 防災倉庫 |
| はしり用ふね | 2    | 防災倉庫  | かきや      | 2   | 防災倉庫 |
| 食器(汁用) | 400  | 公民館倉庫 | ハンマー     | 4   | 防災倉庫 |
| 食器(皿)  | 300  | 公民館倉庫 | ばん鉄カッター  | 1   | 防災倉庫 |
| 食器(小皿) | 300  | 公民館倉庫 | ふと枝切り    | 2   | 防災倉庫 |
| 食器(箸)  | 400  | 公民館倉庫 | 土嚢袋      | 400 | 防災倉庫 |
| バケツ    | 10   | 公民館倉庫 | 杭        | 10  | 防災倉庫 |
| トレイ    | 8    | 公民館倉庫 | 工具セット    | 2   | 事務所  |
| ごみ袋    | 1500 | 公民館倉庫 | ハンドスピーカー | 3   | 事務所  |
| やかん    | 4    | 事務所台所 | 誘導棒      | 6   | 事務所  |
| ポット    | 2    | 事務所台所 | 懐中電灯     | 2   | 事務所  |
| 包丁     | 10   | 事務所台所 | ホワイトボード  | 1   | 事務所  |
| まな板    | 4    | 事務所台所 | 教急帳      | 1   | 事務所  |
| ライター   | 2    | 事務所台所 | 自主防災会旗   | 1   | 事務所  |

### ■ 市の備蓄品 (安城南部小学校の防災倉庫等)

| 品名        | 数   | 品名     | 数  | 品名              | 数  |
|-----------|-----|--------|----|-----------------|----|
| 毛布        | 60  | かけや    | 5  | 電池(単1)          | 40 |
| 下敷きマット    | 60  | 救助用ロープ | 5  | 電池(単2)          | 30 |
| トイレペーパー   | 48  | ハンマー   | 4  | 電池(単3)          | 20 |
| 簡易トイレ(便袋) | 300 | 万能まき   | 5  | 発動発電機           | 2  |
| 軍手        | 200 | ヘルメット  | 20 | 照明セット           | 1  |
| 防水ビニールシート | 30  | コードリール | 2  | 仮設簡易トイレ(プラスチック) | 6  |
| のこぎり      | 5   | 懐中電灯   | 5  | 車椅子対応仮設トイレ      | 1  |
| 簾口        | 5   | 強カラット  | 5  | 担架              | 2  |
| スコップ      | 5   | ヘッドランプ | 5  | ジャッキ            | 5  |
| バール       | 5   | 簡易ライト  | 12 | メガホン            | 5  |

■ 避難所での必需品・持参品（個人・家庭として）

※ 男性で15kg程度、女性で10kg程度を目安にして、リュックサック等に以下のものを参考に準備しておいてください。

◎食料関係

- 水(1人1日3リットルが目安) 乾パンやクラッカー、缶詰
- ナイフ、缶切り レトルト食品 鍋や水筒 卓上コンロ
- 粉ミルク、ほ乳瓶(赤ちゃんがいる場合)

◎貴重品

- 印鑑 現金(小銭も) 預金通帳や有価証券などの権利証書
- 連絡カードや身分を証明するもの

◎安全対策

- 救急医療品 常備薬の予備 ヘルメットや防災ずきん、帽子
- 底の厚い靴 軍手 防塵マスク

◎衣類関係

- 衣類・下着 寝袋 雨具 タオル・毛布

◎日用品

- 携帯ラジオ 懐中電灯 予備の電池 マッチやライター
- ロープ 包装用ラップ ティッシュペーパー・生理用品
- 使い捨てカイロ 筆記用具 ビニール袋(ゴミ袋)

【推進委員メンバー／敬称略】杉浦正之(町内会長)、富士田広志(防犯 防災委員長、桑崎富造(副会長)、稲垣和子(事務)、杉浦時男(防犯 防災副委員長)、太田恵用水(総代)、太田幸男・街村浩(評議員)、鈴木麗子・石原恭子・石原則行・大澤徳志(代民生委員児童委員)、杉浦貴己(保護司)、植村真一・岩瀬孝・大神富子(老人クラブ会長)、鈴木保江・辻嶋陽子(子ども会)、矢野和俊・平岩良幸・吉村祐一(消防団)、道正人・鈴木賢幸・岡田知幸(青年団)、岩瀬望郎(体育指導員)、岩瀬剛(交通安全指導員)、大河内清司・平岩一男(神社総代)

【協力】安城南部小学校・古井町歴史研究会・社会福祉法人ボネト福祉会  
【企画・運営】安城市・安城市社会福祉協議会・NPO法人レスキューストックヤード

我が家の防災ノート

※ ここからのページは各家庭でご記入ください！

① 家からの避難場所

② 最終避難場所

③ 緊急連絡先(親戚・知人など)

|    |    |
|----|----|
| 氏名 | 氏名 |
| 住所 | 住所 |
| 電話 | 電話 |
| 関係 | 関係 |

④ 備考

家族の情報カード 世帯主名【 】

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 続柄           | 名前  | 生年月日           |
|              |     | 携帯             |
| 会社・学校連絡先 ( ) |     | 写真             |
| 性別           | 血液型 | アレルギー・かかりつけの病院 |

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 続柄           | 名前  | 生年月日           |
|              |     | 携帯             |
| 会社・学校連絡先 ( ) |     | 写真             |
| 性別           | 血液型 | アレルギー・かかりつけの病院 |

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 続柄           | 名前  | 生年月日           |
|              |     | 携帯             |
| 会社・学校連絡先 ( ) |     | 写真             |
| 性別           | 血液型 | アレルギー・かかりつけの病院 |

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 続柄           | 名前  | 生年月日           |
|              |     | 携帯             |
| 会社・学校連絡先 ( ) |     | 写真             |
| 性別           | 血液型 | アレルギー・かかりつけの病院 |

住所【 】電話番号【 】

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 続柄           | 名前  | 生年月日           |
|              |     | 携帯             |
| 会社・学校連絡先 ( ) |     | 写真             |
| 性別           | 血液型 | アレルギー・かかりつけの病院 |

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 続柄           | 名前  | 生年月日           |
|              |     | 携帯             |
| 会社・学校連絡先 ( ) |     | 写真             |
| 性別           | 血液型 | アレルギー・かかりつけの病院 |

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 続柄           | 名前  | 生年月日           |
|              |     | 携帯             |
| 会社・学校連絡先 ( ) |     | 写真             |
| 性別           | 血液型 | アレルギー・かかりつけの病院 |

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 続柄           | 名前  | 生年月日           |
|              |     | 携帯             |
| 会社・学校連絡先 ( ) |     | 写真             |
| 性別           | 血液型 | アレルギー・かかりつけの病院 |

出典：関西学院大学の松田先生より受領

巻末資料 I-4 :

葛西臨海公園 なぎさニュータウンによる「なぎさ防災会」

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>楽しみながらすすめる<br/>マンションでの自主防災</b></p> <p style="text-align: center;">東京都江戸川区<br/><b>なぎさ防災会</b></p> <p style="text-align: center;">顧問 高原 秀光</p> | <p>◇なぎさニュータウンとは (1)</p> <p>東京 江戸川区<br/>東京 大規模停電<br/>送電線損傷が原因</p>   |
| <p>◇なぎさニュータウンとは (2)</p>   | <p>◇なぎさニュータウンとは (3)</p> <p>東京ディズニーリゾート<br/>旧江戸川</p> <p>昭和52年～55年入居<br/>一般住戸 1,324・店舗他 18<br/>約3,800人が生活</p>  |
| <p>◇なぎさニュータウンのむかしといま</p> <p>1974年 整地中の頃      1989年 整備がすすんできた頃</p> <p>入居当初、周辺には何もなく、住民は自分たちの手で新たなふるさとづくりを進めなければならなかった。しかし、このことがなぎさを地域コミュニティ豊かな地に導いた。</p>                       | <p>◇なぎさ防災会の特色</p> <p>高原会長（現顧問）のもと、祭りやイベントで活躍する人材をどんどん役員に引き込み、活動を広げていった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつも楽しみながら、遊び感覚を取り入れる。</li> <li>・カタチから入る。</li> <li>・会員から出たアイデアはつぎさない。</li> </ul>      |
| <p>◇防災ことづくり…楽しく、遊び感覚を取り入れて</p> <p>早朝訓練は訓練後の会事が楽しみ<br/>夏期夜間訓練でテント相立<br/>パトロール&amp;クイズ<br/>地域の賑りで金魚すくい</p>  | <p>◇防災ものづくり</p> <p>避難完了マグネットシート、要救助・防災会員シール、災害時用住民名簿、防災倉庫（防災備品）、レスキューキッチン、ハロゲンライト、発電機、トランシーバー、訓練用消火栓など</p> <p>災害時に700トンの貯水槽の水を汲み上げるシステム<br/>100人分のに量が20分で炊けるレスキューキッチン<br/>防災倉庫<br/>防災倉庫に入っている防災用品の一部</p> |

◇カタチから入る



◇「やってみる」から生まれる自主開発グッズ



◇キタコン(帰宅困難者体験)ウォーク～災害の歴史を学びながら



◇レポート提出の義務



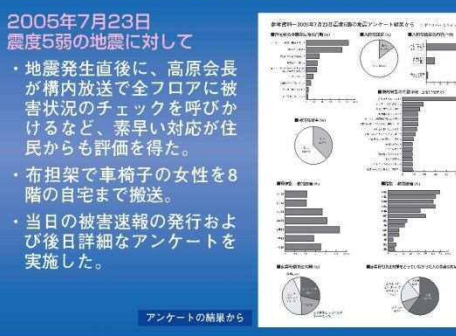
◇階段搬送にオリジナルの「布担架」を考案



◇2006年5月商品化完成、90個を完売



◇千葉県北西部地震におけるながさ防災会の対応



◇周辺ガソリンスタンドと災害協定を締結





◇災害用住民名簿の整備



3年ごとに調査し、転入者へも提出を呼びかけている。現在は災害時に活用する旨の承諾書を設けている。



◇防災士を育成～9名に！

毎年、若手(?)を中心に防災士講習に派遣し、住民などへの防災啓蒙活動の先頭に立っている。



防災×クイズ



避難所体験



100円ショップで買える防災グッズ

◇さらに上を究める

DIG (図上災害訓練)、トリアージなど毎年新たなテーマで研修を行っている。



アンケートの結果から状況に危機感を呼びかけた。

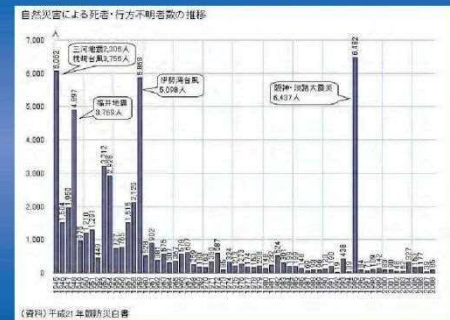


◇次世代の担い手を育てる

早朝訓練を終えた防災会員が、夏休みのラジオ体操後の小学生に、リヤカーの組み立て・簡易担架の作り方、放水の仕方などを教えた。



◇現行のわが国の防災体制に限界がきている



◇日頃から災害をイメージしておく、万一の際に助かる！



東京内湾への津波到着予想時間2時間前に団地内に、津波に注意し葛西臨海公園や旧江戸川には近づかないよう放送し、防災会員が旧江戸川河川敷をパトロールした。

出典：楽しみながら進めるマンションでの自主防災 (<http://www.plus-arts.net/pdf/nagisa.pdf>)

平成 25 年 7 月 11 日 東京都社会福祉協議会

第 3 期 東社協 3 年計画 (平成 25~27 年度新規重点事業計画) 事業

## 東京都社会福祉協議会 「災害時要援護者支援センターの構築」について

V-1

**目的** 施設部会・連絡会等と協働した取組みをすすめる、当事者団体、専門職や福祉団体、福祉施設、区市町村協等が連携し、災害発生時に要援護者が大きな支障を来さずとなく生活できるための支援のしくみを構築する。

災害時要援護者支援センターとは…

予防対策  
災害発生に備えた要援護者支援ネットワークの形成

災害発生  
必要対策  
避難誘導 → 避難所・福祉施設・地域の要援護者支援

要援護者  
\* 災害時情報支援  
\* 災害派遣福祉チームの派遣

被災地域における支援活動

### 「災害時要援護者支援センター」構想

- 東社協施設部会と行政、区市町村協、当事者団体、職能団体、保健医療センター、災害ボランティアセンター等とのネットワークを日頃から構築し、災害時に東京都社会福祉協議会福祉部に設置する。
- 「施設利用者」ならびに「地域の要援護者」を支援するためのセンターをめざす。
- 災害時におけるセンターの中心的な機能を次の 2 つを中心とする。
  - 災害時要援護者支援に関わる情報拠点
  - 災害派遣福祉チームの派遣、相互支援等のコーディネータ

災害時要援護者支援センターを機能させるために…

1 施設基盤の強化のための取組み

2 事例集の作成と研修会・シンポジウムの開催

3 災害時の同種別間の応援派遣や受け入れのためのルールづくり

4 施設間連携を円滑にするための合同訓練の実施

5 災害時の情報発信のあり方や情報支援体制の構築

6 要援護者支援の情報共有や連携に向けたネットワーク化

7 災害派遣福祉チームの養成研修体系の構築と実施

所管：東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当

---

### 事業展開のイメージ①

平成 25 年度は、施設部会との連携・協働による施設における災害対策の加速化と、地域の要援護者支援に向けた施設関係者、職能団体等のネットワーク化をすすめる。

施設部会連絡会による討議

25 年 7 月

取組み方針の確認・共有

大都市における社会福祉施設施設者検討ワーキング

求められる施設機能や基盤整備に向けた提言・要望事項の具体的検討

先進地域へのヒアリング

施設部会との協働作業

○実施内容  
25 年度はまずはいくつかの部会と協働し、モデル的に年間を通して下記の取組みを協働で検討し実施する。そこで得た成果や課題をふまえ、26 年度以降、全部会で実施できるよう取組みを行う。

○検討・実施事項  
①災害時の同種別間の応援派遣や受け入れのためのルールづくり  
②災害時に施設が発信する情報項目の検討や情報発信方法のルールづくり

○実施時期 平成 25 年 7 月～

1 施設基盤整備に向けた行政などへの提言・要望活動

2-1 施設向け研修会・シンポジウムの開催

26 年度以降も引き続き実施

2-1 事例集の発行

3 作成した応援協定や受け入れルールに関する評価

26 年度以降、全部会で実施

4 災害発生を想定した情報発信等の合同訓練の実施

26 年度以降も引き続き実施

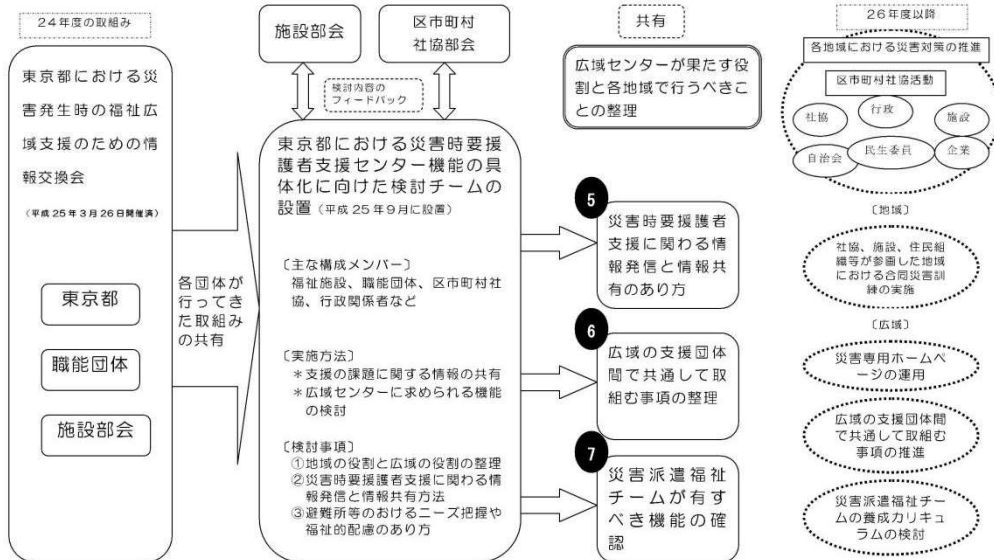
5 災害専用ホームページの開設

26 年度以降も引き続き運用

所管：東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当

## 事業展開のイメージ②

平成 25 年度は、施設部会との連携・協働による施設における災害対策の加速化と、地域の要援護者支援に向けた施設関係者、職能団体等のネットワーク化をすすめる。



## 平成 25 年度「災害時要援護者支援センターの構築」年間スケジュール

| 年度目標   | 4月 | 5月 | 6月 | 7月                                   | 8月 | 9月        | 10月        | 11月 | 12月   | 1月   | 2月 | 3月             |
|--|----|----|----|--------------------------------------|----|-----------|------------|-----|-------|--|----|----------------|
| (1) 災害時に求められる施設機能について施設部会として意識を共有し、めざすべき方向性を確認するとともに、災害時に要援護者支援を適切にすすめるための施設基盤の強化に向けて具体的にどのような事項が必要かを明確にする。<br>(2) いくつかの施設部会の協力を得て、モデル的に災害時の各種別個の応援派遣や受入れのためのルールづくりや災害時に施設が発信する情報項目の検討、情報発信方法のルールづくりをすすめる。<br>(3) 災害対策をすすめる職能団体等とのネットワーク化を図りながら、専門家の助言を得つつ、センターに求められる機能を明確にする。 |    |    |    | 施設部会連絡会<br>大田市における社会福祉協議会推進業務検討ワーキング |    | 協議会<br>発足 |            |     |       | 施設向け研修会・シンポジウム開催   |    |                |
|  |    |    |    | 検討チーム設置に向けた調整<br>構成メンバーの調整           |    |           | 先達地域のヒアリング |     |       | 施設部会との協働作業<br>① 各種別個の応援派遣や受入れ<br>② 施設が発信する情報項目の検討や情報発信方法 |    | 災害発生を想定した訓練の実施 |
|  |    |    |    |                                      |    | 第1回開催     |            |     | 第2回開催 |  |    | 第3回開催          |

出典：東京都社会福祉協議会ホームページ

(<http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/3kanen/H25-27/documents/5-1-shiryou.pdf>)

1 障害のある人が地区がわからなくて困っている。

2 道に迷ったみたい。どうしようか。

3 そこへ通りかかろう。すげだくん。

4 あっ！あのカードは「ヘルプカード」！

5 よし！お助けがほしいです！

6 「ヘルプカード」の裏面には、障害のある人が手助けしてほしい内容が書いてあります。

7 近所の方にそのサポートをお願いします。

8 ちょっとした手助けで一安心。

9 ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります。

障害のある人に「どう支援したらよいかわからない…」や「障害のことがわからない…」、「困っているのでは？」と気になるけど…と思ったことはありませんか？

東京都福祉保健局障害者施策推進部

ヘルプカード 検索

ヘルプカードとは

障害のある人には、自ら「困った」となかなか伝えられない人がいます。手助けが必要なのに、「コミュニケーションに障害があって、困ったことをなかなか伝えられない人」、「そもそも困っていることを自覚できない人」もいます。「ヘルプカード」は、障害のある人が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周囲の支援や手助けをお願いしやすくなるものです。

どこで手に入るの

カードをどのように作成して配布するかは、実際に作成する際の区役所が決められています。

一緒に、すげだちいたそう。障害のある人が困っていたら、ちょっとした配慮や手助けをお願いします。

障害のある人が困っていたら

- 「どうしましたか？」と声をかけてください。
- 相手に伝わっていない分があなたがゆっくり話してください。
- ヘルプカードを持っていたら、裏面に手助けしてほしい内容が記載されています。
- 裏面の記載内容は、障害のある人一人ひとり異なります。下記は記載例です。

下記に書換してください。

私の名前：東京太郎  
 連絡先：XXXXXXXXXXXXXXXX  
 連絡先名：東京花

※住所や氏名は、行政機関（町役所など）から  
 ●住所を記入してください。  
 ●住所がわからない場合は、お住まいの区役所へお問い合わせください。  
 ●電話番号は、必ず記入してください。  
 ●氏名は、必ず漢字で記入してください。

ちょっとしたあなたの手助けが障害のある人の安心につながります。

## こんなとき、みなさんのちょっとした手助けが必要です

### 災害が発生したら



#### こんなことに困ります

- 危険の告知が聞こえなかったり、パニックで動けなくなる人もいます。
- エレベーターが使えないと移動が困難になる人、避難の中で移動すると危険な人がいます。
- 通常の手段では的確な情報を得ることが困難な人がいます。

#### こんな手助けをお願いします

- ➔ 高音量になるように具体的にゆっくり話して状況を教えてください。緊急時にはとにかく安全確保を優先して緊急連絡先に連絡をお願いします。
- ➔ 安全に避難するための支援をお願いします。その際、どのように誘導して欲しいかを確認してください。
- ➔ 例えば、聴覚障害者には、文字などにより必要な情報を知らせてください。視覚障害者には、読み上げるなど必要な情報を教えてください。



### 避難場所などで一緒になったときは



#### こんなことに困ります

- 通気と異なる環境で不安定になったり、大きな声や音、まぶしい光が苦手な人もいます。
- 移動の際に支えや配慮が必要な人がいます。
- 困っていることをうまく伝えられない人がいます。
- 必要な物が手に入らない人、例えば長靴類でパナオに多いカリウムの制汗など、食事の種類が必要な人がいます。
- 必要な情報や物資が受け取れない人がいます。

#### こんな手助けをお願いします

- ➔ 自分を落ち着かせるための行動であることもありますので、見守ってください。落ち着かないときは、静かなスペースを確保してください。
- ➔ 車椅子が通れる幅(最低90cm)を確認したり、机や障害物にも配慮した通路に物を置かないでください。トイレ等への移動に手助けをお願いします。
- ➔ 「何かお手伝いすることがありますか?」と声をかけてください。
- ➔ 医療的に配慮が必要な人、一般的な非常食が食べられない人への理解と配慮をお願いします。
- ➔ 例えば、聴覚障害者には文字などにより必要な情報を知らせたり、視覚障害者には読み上げるなど必要な情報を教えてください。また、紙が書いても本人のそばを離れて読んでほしい人への配慮をお願いします。



## こんなとき、みなさんのちょっとした手助けが必要です

### パニックや発作、病発のとき



#### こんなことに困ります

- 発作でパニックを起したり、病気で急に倒れてしまったり、自分の状況や状況を説明できないことがあります。

#### こんな手助けをお願いします

- ➔ まず座席を低い音声で優しく声をかけてください。ヘルプカードを持っているなら、そこに、パニックや発作、病発のときにどうしてほしいかが書いてあります。

### 道に迷ったとき



#### こんなことに困ります

- 例えば、知覚障害のある人がずっと同じ場所にいる、それは、もしかしたら、道がわからなくなったのかもしれない。

#### こんな手助けをお願いします

- ➔ まず座席に近い言葉で優しく声をかけてください。ヘルプカードを持っているなら、緊急連絡先に連絡してほしいか聞いてください。できるだけ安全な場所まで送るようしてください。



### 何気ない行動が間違えられたとき



#### こんなことに困ります

- 例えば、知的障害のある人がお店の看板「排便」しようとして方引板と間違えられたこともあります。子どもがかわいいたと見て舌をなでようとした「おまなものをずっと眺めていたら、不審者に間違えられた」「パニックになっているのを察していると、何気ない行動が間違えられた」というように、何気ない行動が間違えられたりすることがあります。

#### こんな手助けをお願いします

- ➔ 勘違いされてますと誤解して話してしまうかもしれませんが、座席の向きを直視して、そっとしておいてあげるか、何気ない行動なのか、どうしたかったのかを優しく聞いて説明できるようにしてください。ヘルプカードを持っているなら、事情の説明できる緊急連絡先に連絡してほしいか聞いてください。



### こんなことにもご理解をお願いします



#### さまざまな障害の特性があることを理解ください

- 肉親や精神障害のために外見では健康に見える人も、簡単に立っているのがつらかったり、階段を昇るのがつらい人もいます。
- 知的障害のために、音やにおいに敏感になったり、お風呂で緊張している様子を見たら、そっと見守ってください。
- 音声で情報が伝わりづらい聴覚障害者には手話に添

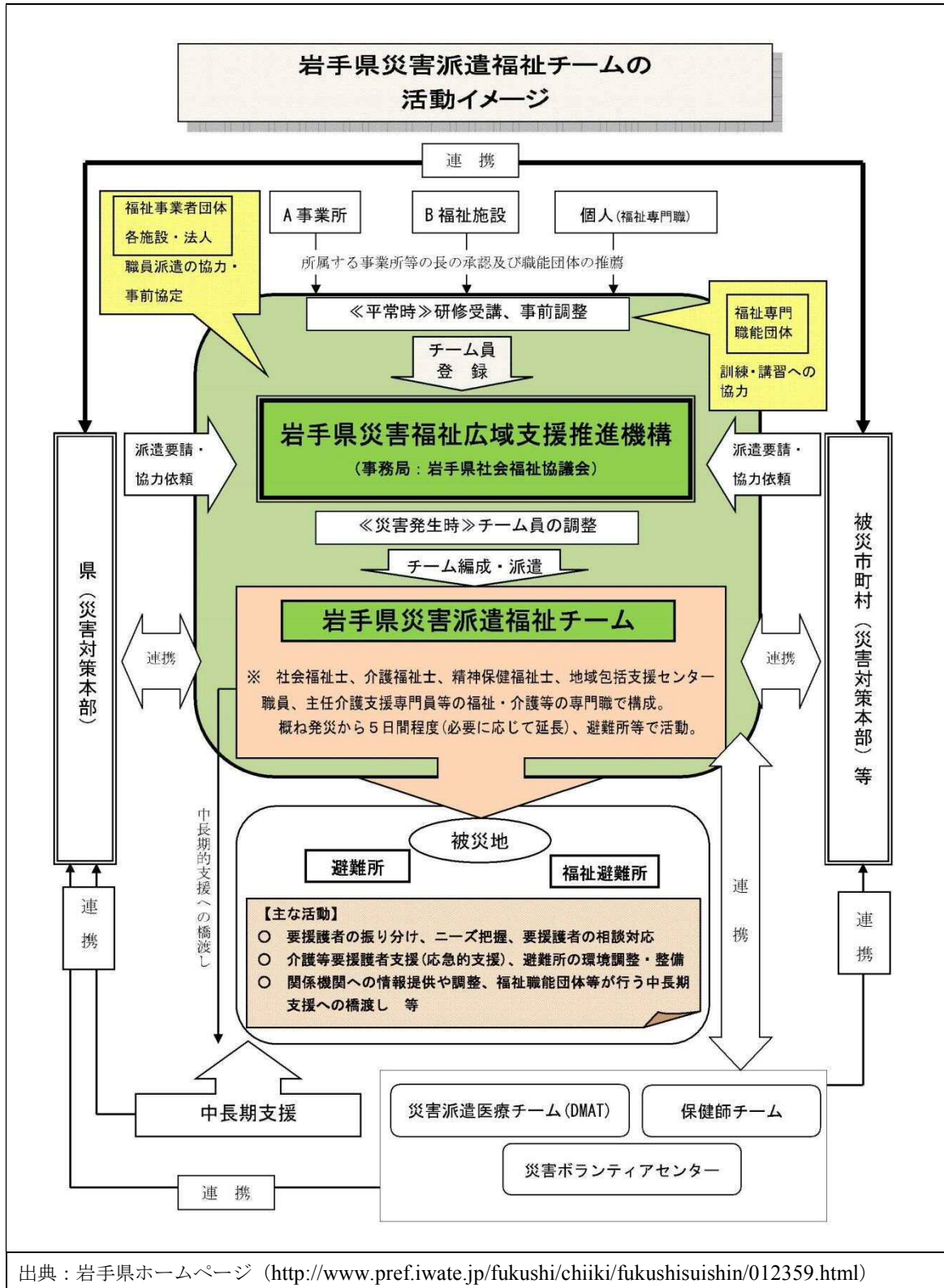
- えても、簡単に立っているのがつらかったり、階段を昇るのがつらい人もいます。
- ➔ お風呂で緊張している様子を見たら、そっと見守ってください。

※これらのはじめに、東武東上線各駅乗降センターでは「障害のある方への輸送マニュアル」を発行しています。ご関心のある方はホームページをご覧ください。

出典：東京都福祉保健局ホームページ

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai\\_shisaku/card.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/card.html))

岩手県災害福祉広域支援推進機構



巻末資料 I-8 :

現場に学ぶ女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集(東日本大震災女性支援ネットワーク)

被災者検索 | 避難所 | 被災状況 | 支援事例 | 寄付

災害支援にジェンダーの視点を!

## こんな支援が欲しかった!

現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した

# 災害支援事例集

東日本大震災女性支援ネットワーク

目次

| タイトル                    | 執筆者 | 対象               | ページ |
|-------------------------|-----|------------------|-----|
| 01 女性のニーズを聞く            | AB  | 防災・防災訓練          | 4   |
| 02 多様なニーズに合わせた物資の配布     | AB  | 被災者・被災者支援        | 5   |
| 03 避難所の作り直し             | AB  | 防災・防災訓練          | 6   |
| 04 仕分けと整理               | AB  | 被災者・被災者支援        | 9   |
| 05 避難所生活を快適に            | AB  | 被災者・被災者支援        | 10  |
| 06 女性専用スペース             | AB  | 防災・被災者・被災者支援     | 7   |
| 07 女性職員だから聞けたニーズ        | AB  | 防災・被災者支援         | 8   |
| 08 避難所生活者               | ABC | 防災・避難所・被災者・被災者支援 | 9   |
| 09 緊急避難から日常生活への支援       | ABC | 被災者・被災者支援        | 10  |
| 10 災害でも出動しなければならない人の悩み  | AB  | 防災               | 10  |
| 11 ローションで他人の時間を作る       | AD  | 被災者・被災者支援        | 11  |
| 12 お母さんの手をおける           | ABC | 被災者・被災者支援        | 11  |
| 13 高齢・高齢支援              | ABC | 被災者・被災者支援        | 11  |
| 14 障害をもつ子どもと家族の避難       | ABC | 被災者・被災者支援        | 12  |
| 15 障害をもつ人への対応           | AB  | 防災・被災者・被災者支援     | 13  |
| 16 多様なニーズをいかに把握するか      | ABC | 被災者・被災者支援        | 14  |
| 17 避難所が多様なニーズに対応できるか?   | ABC | 被災者・被災者支援        | 15  |
| 18 在宅避難者への支援            | ABC | 被災者・被災者支援        | 16  |
| 19 赤ちゃんや妊婦への支援          | AB  | 防災・被災者・被災者支援     | 16  |
| 20 年代に応じた物資と情報の提供       | AB  | 被災者・被災者支援        | 17  |
| 21 仮設住宅に備った女性への場所の提供    | AB  | 防災・被災者           | 18  |
| 22 仮設住宅に備った女性への場所の提供    | C   | 被災者              | 19  |
| 23 男性にも浸透の啓発            | BC  | 被災者              | 19  |
| 24 女性支援拠点の設置            | BCD | 被災者・被災者支援        | 20  |
| 25 選択肢を増やす              | BCD | 被災者              | 20  |
| 26 女性の就業支援              | CDE | 防災・被災者・被災者支援     | 21  |
| 27 外傷後ケアへの配慮            | CDE | 防災・被災者・被災者支援     | 21  |
| 28 避難所の避難形態             | BCD | 防災・被災者・被災者支援     | 22  |
| 29 季節ごとのニーズをいかに把握するか    | D   | 防災・被災者・被災者支援     | 23  |
| 30 避難所生活者の子どもへの配慮       | D   | 被災者・被災者支援        | 23  |
| 31 避難所生活者の子どもへの配慮       | E   | 被災者・被災者支援        | 24  |
| 32 事業継続は二人三足で           | E   | 被災者・被災者支援        | 25  |
| 33 ボランティアは迅速に           | E   | 被災者              | 25  |
| 34 被災者の対応               | E   | 被災者              | 26  |
| 35 ハラスメントに関する研修         | E   | 被災者              | 26  |
| 36 個人情報の共有や写真撮影に関する注意   | E   | 被災者・ボランティア       | 27  |
| 37 被災した方との関係の維持         | E   | 被災者・ボランティア       | 28  |
| 38 活動終了後の活動継続           | E   | 被災者・ボランティア       | 29  |
| 39 男女別チームでの活動活動         | E   | 被災者・ボランティア       | 30  |
| 40 被災・ボランティアの活動継続を促す    | E   | 被災者              | 32  |
| 41 避難所と地元の人々がつながる場      | E   | 被災者              | 32  |
| 42 避難所生活者               | E   | 被災者              | 33  |
| ● スコア・プロジェクト支援者による被災者支援 | E   | 被災者・被災者支援        | 33  |
| ● 取材にご協力くださった団体         |     |                  | 39  |

(A) 被災者 (B) 被災者 (C) 被災者 (D) 被災者 (E) 被災者

15

対象： 行政 被災者団体 支援団体 被災者団体 「ボランティア」

障害をもつ人への対応

●避難所で役立つヒント集

災害直後に予測される障害を持つ人の困難をもつ人に、避難所で役立つヒント集を提供する。被災者のニーズに即応して、避難所での対応を支援する。

特に、障害をもつ女性たちの権利は、日常生活の中でも守られていないという状況を、避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

障害をもつ人への対応は、避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

1. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

2. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

3. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

4. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

5. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

6. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

7. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

8. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

9. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

10. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

11. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

12. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

13. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

14. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

15. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

16. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

17. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

18. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

19. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

20. 避難所での対応を通じて、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

日本語版: <http://nic.jp/he273k>  
英語版: <http://nic.jp/he273k>

避難所で役立つヒント集「避難所生活者」  
避難所生活者への対応

18

対象： 行政 被災者団体 支援団体 被災者団体 「ボランティア」

在宅避難者への支援

●避難所以外への自給自足

被災者の多くは、被災直後に避難所で、避難所が不足している状態に陥っている。被災者が避難所以外の場所で生活できるように支援する。

在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

1. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

2. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

3. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

4. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

5. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

6. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

7. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

8. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

9. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

10. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

11. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

12. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

13. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

14. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

15. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

16. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

17. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

18. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

19. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

20. 在宅避難者への支援は、被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。被災者の権利を守る。

避難所生活者への対応

避難所生活者への対応

